

三条市子ども・若者総合サポート会議 第2回代表者会議

日 時 平成22年11月14日（木）午前10時～12時

会 場 三条市役所 栄庁舎 3階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

1 あいさつ

2 議 題

(1) 内閣府モデル事業実施状況について

(2) 三条市子ども・若者総合サポートシステムの実施状況について

(3) 平成22年度「子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業」について

(4) その他

議事要旨

1 開会

2 教育部長あいさつ

3 議題

(1) 支援機関マップについて

○事務局説明

資料1「支援機関マップについて」

資料2「支援機関マップ（概要図）」

資料3「支援機関マップ（詳細カルテ）」

資料4「掲載する関係機関の範囲（案）」

資料5「支援機関マップについての御意見等」

参考「マニュアル支援者用 Ver. 7」

○質疑及び意見交換

資料5「支援機関マップについての御意見等」

（新潟少年鑑別所）

支援機関マップがどういうものかというのが今説明いただいてわかった。概要図（例）として「ひきこもり」がでているが、実際の概要図は「ひきこもり」、「就労支援」、「非行・虐待相談」などの問題別で切り分けるくくりになるのか。

➤（事務局）

概要図については、支援の内容によって考えたいと思っている。A4にこだわらないが、内閣府では一枚で構成して欲しいという話である。本当は分野ごとに作ればいいが、内閣府の考えとしては、そういう考えではないので、でてきた内容によって構成を考えたいと思っている。よって、分野ごとに印刷するということにはならない。

（新潟少年鑑別所）

すべて一枚に収まるということか。

➤（事務局）

そのとおりである。

（新潟少年鑑別所）

資料5については、詳細カルテの書き方のことを書いたものでお読みいただいたとおりである。最初に書いた機関紹介を項目に加えるというのは、例えば、警察、弁護士会、少年鑑別所など非行関係の相談を受けている機関がいくつかあるが、そのなかでどこに相談しようかと考えたときに、その機関の情報が多少分かったほうが利用しやすいと思ったためである。また、資料5には書いてないが、詳細カルテの7分類中の、矯正・更生保護という言葉は、とてもわかりにくい言葉なので、当所の新潟少年鑑別所しか分類されないのであれば司法・警察にいらしてもらい、警察署・弁護士会と一緒に並んでいたほうが利用者にとっては利用しやすいのではないかな。

（新潟県立月ヶ岡養護学校）

資料5について、当校でも三条地区は、かなり細かい地域情報誌ということで、余暇等に利用できる福祉施設について、保護者から情報提供いただき、冊子を昨年作成した。以前から三条地域にこだわらず、うちの学校に登校している生徒が地域で利用できる福祉サービスを夏季・冬季休業中の前に一覧というかたちでお示ししている。しかし、われわれの検討したことだが、地域情報紙という形で、細かい部分まで情報を載せているが、情報過多になりすぎて何をどういう風に、今自分が困っている部分はどこの情報を使ったらいいのかが保護者の方へきっちりと伝わらないと思われるので、利用が少ないのではないかなと思っている。最終的にどう利用するかというと、親御さんが学校に聞いてこられた時に、こちらからいくつかお示しして利用しているという状況である。先にお聞きしたところだと問題の種別に関わりなくマップになるという話しだったが、やはりそれだと情報が多すぎるのかなと思う。保護者や特に学校現場では何をどう利用したらいいかわからないというところも多いと聞くので、ひきこもり、障がい等問題別にあわせたマップがあるといいと思う。また、情報はたくさんあってもいいと思うが、お示しするところとしては、コンパクトにわかりやすく作ったほうが活用されるし、保護者の方が手に取ったときに「ここに聞いてみよう」とパッと目が落ちやすいような作り方の方がいいのではないかなと思っている。

➤（事務局）

マップ（概要図）については、一枚でという話だが見せ方を工夫し、わかりやすいものを作っていくのが今後の課題である。少年鑑別所からいただいた機関紹介だが、詳細カルテに「施設の役割」という形で追加させていただいた。

（三条地域若者サポートステーション）

- ・住所ではなく、所在地にしていきたい。
- ・支援体制の職員人数について、他の機関から御意見があったが、迷うのが、常勤換算か延べか、また、重複して複数の資格をもっている場合はすべて書き出すのか等、なかなか実態がつかみにくいかなと思う。記載については、統一すべきなのか、あえてそうするべきではないのか、皆さんの意見をお聞きし、調整・確

認したほうがいいと思う。

- ・「記載する関係機関の範囲（資料４）」について、教育分野の通信制の高校は、サポステとの付き合いのあるところで、長岡市に凜晴学園というフリースクールサポート校兼通信制もあった気がするので、確認いただきたい。

➤（事務局）

- ・住所の件は、所在地でお願いしたいと思う。
- ・通信制の高等学校については、確認させていただき追加したいと思う。
- ・職員の支援体制の記載であるが、いろんな職種の方が機関にいると思う。複数の資格をもっていた場合は複数記載していただきたい。常勤換算か延べかといわれると難しい。対応できる職員の数でお願いしたい。具体的に依頼文書を出すときの「支援体制」のところは、細かい記入例を出し、わかりやすい形で文書を送付したいと思う。

（新潟県中央児童相談所）

常勤換算をうまく説明できないが、少し考えていただきたい。何人か職員がいて、ローテーションで仕事をしているので、例えば土日の勤務は、人を減らさざるを得ない。その分月曜から金曜までは人数を増やしている。というような施設形態のところ例えばサポートセンターや児童相談所の一時保護所のようなところは人の関係上そうせざるをえない。先ほどの月ヶ岡養護学校の話もあるが、例えば、土日などにいかに支援を必要としている人がいて、そのときにどんな体制で見守っているかがとても重要であり、サポステの話のように、「日中は何人対象です」など細かな情報を載せることがとても重要だと思う。

➤（事務局）

- ・記入例でどういう風な形で書くか詳しく記載させていただき、記入の際に迷いがないようにしたいと思っている。
- ・用紙そのものは何もないほうがいいと思うので、ブランクにして送付したいと思う。

（三条市PTA連合会）

提案だが、システムがいくらよくても、利用がないと意味がないという観点から、いろんな機関でいろんな問題の相談等を受けていられると思うが、困った保護者や引きこもり、虐待等問題を抱えている方が、実際連絡する場面を考えると、どこの機関に連絡したほうがいいかわからない。マップがもしあって、「自分の問題の相談はここにすればいい」とか、「そこに電話して相談する」というのはなかなか難しく、まず、総合窓口を設けて、そこに電話したら、自分の症例に関しては「こちらですよ」と紹介をしたほうがわかりやすいのではないかと。最初の受付が面倒だと、「まあいいや」と相談しなくなる。電話しやすい最初の総合窓口の受付の方がいろんな機関を知っていて、進めたほうが簡単な気がする。

（三条地域若者サポートステーション）

先週の土曜日にNHKの番組で湯浅誠さん（内閣府参与）、結城康博さん（元ケアマネ）の、認知症の高齢者や引きこもりの方にどういう絆、縁を取り戻して支える社会をつくるのかという観点の話があった。そのとき東京で見えていたが、前

日湯浅さんと一緒にいた。我々はニートひきこもりの方々に対する支援が主だが、今ほどPTA連合会の話の前段はまったくそうだと思っている。詳細マップを見て相談にいかうという方であれば、そんなに困ってないだろう。「何がなんだかわからない。うちの子が〇〇〇〇。」というところから相談は始まるわけである。その主の電話を受けてさばくのも至難の業だし、そこに電話が来るまでも容易でないと思うし、支援者がずっと電話の前で待機しているのもおそらく不可能でしょう。この支援機関マップは一応市民のためのマップではあるが、でも実は、支援者のための支援者がお互いに割り振りする、お互いの情報をやりくりするためのものである。そして、そのことを念頭において、最終的にはアウトリーチ、訪問、そこまでいかなくても声かけ、あるいは見守りをしていければと思っている。一番人数が多い支援者というのは民生委員児童委員さんだが、そういう方たちに情報・内容をしっかり掴んでいただいて、結城康博さんの言葉で、「節度あるおせっかい」を我々がしていくというのがなければいけないと思う。虐待などの様々な事件・事故があるが、わりと周りの人は気付いているが一声かける勇気が持てなかったり、プライバシー・個人情報だと言われるのじゃないかと腰が引けている。アドバイスをするとき「こういうものがありますよ。」とか、支援のツールとして使えるということをイメージしながら作業が進んでいくといいかなと思っている。

➤（事務局）

- ・確かに相談窓口が一箇所ですべての相談を受けるというのが理想的だと思うが、入り口がたくさんあったほうが相談しやすいという側面もあるのではないかと考えている。わかりやすいところに電話するのが、一番いいと思う。支援機関マップは関係機関のためのものということもある。配付先として関係機関は例示でしかないが、いろんなところでできたものを配付し、活用していただき、お互いの関係機関が知り合うのが一番大事だと思っているので、よろしくをお願いしたい。

- ・子育て支援課がハブ組織として、作ったばかりだが、サポート会議という形で皆さんと連携していきたいと思っている。PTA連合会、サポステの御意見をいただき、内閣府もこれは市民のための配付という形はとっているが、これを見て相談する人はもうすでにどこかに相談にいったりとか相談する人が他にいる人で、そういう方たちにとっては「ああ、ここなのか」と確認のような形で使うと想像がつく。その他の方・家庭にせめて子育て支援課の番号だけでもわかっていただくという周知は来年度に向けて徹底していきたいと思っている。

- ・この企画を示したときに総合窓口を一箇所に設けたほうがいいのか、あるいはすべての相談機関を活用したほうがいいのか迷ったが、すべての相談機関を生かし、それぞれの窓口を総合窓口化していくほうが、一番市民にとって入り口としてはいいのではと思った。「その相談はうちではやっていませんので、その手の相談は受け入れません」ということが、繰り返されると、入り口の段階でもういいやとなってしまう場合もある。支援機関マップを市民に提供すると

同時に私どもの必要な資源になりうる。作成部数については内閣府と調整中だが、関係機関には配付できていると思っている。そのような性質のものだということをマップ作成の目的のところに追加したいと思う。

(新潟県弁護士会)

話を聞いていて同感な部分もある。すべてを総合窓口化というのは本当の理想かもしれない。窓口を一つにして、振り分けていくのは法テラスでは一部やっていると思う。しかし、どのくらいできているかは関わっていないためわからない。電話や法テラスに直接こられた方に法的には対応しきれないところを関係機関に紹介する事業をやっている。そのための法テラスの職員研修も行っている。ただ、どのくらい実行性があるのかはなんともいえないところだし、法テラス自体が周知徹底・認知されているかは微妙である。私も法律相談をしている中で、他の機関に紹介したほうがいいのかというケースがあって、法的には対応できないが他の機関がどういうことをやっているかわかった上で、今まではこんなことを相談していいのかと尻込みしていることもあった。今はかなりの弁護士がかなりの割合でもっと打って出て、こんなことお願いできないでしょうかと言っているところと気づき始めているので、皆様をお願いしますということも増えてくるのではないかと考えている。逆に弁護士会に言っているいいものかというのものも、かなり話としては伺っている。相談ならなるべく無料化するように考えているが、弁護士は客商売なので、どう調整するか難しいと思っている。その体制を作るためのものを今関係の委員会で検討中なので、そのあたりもある程度形になったら皆様にお示しできればと思っている。お互いに「この人に聞けばいいや。聞いてみよう。」と思う人が各関係機関に一人くらいずついればいいなと思っている。

(三条市手をつなぐ育成会)

今ほど相談窓口について、いろいろな意見があったが、我々も我々の範囲の総合的な形が必要だなと思っており、障がい者福祉サービスの一番のポイントだと思っている。利用者・相談者が来たときは、三条市の発行している「障がい者福祉制度のご案内」に基づいて対応しているが、我々の分野外の虐待などの相談も個の部分でくる。そうすると相談専門員が専任し、長くやっていたらそれだけの大きな面積の範囲の知識をもっているが、相談を受けたときに支援機関マップがあれば、それを利用して相談支援事業所としてつないでいくことができる。そのためには総合的なかたちのものが見えるのは非常にいいと思っている。例えば、発行済みのマップの一つは今のサポート部門等の形が全体の中で一緒になって見えるといい。その辺を一つ今後発行していくなかで検討していただきたい、意見という形で書かせていただいた。福祉のサービスを提供する側からどこに繋いでいくか、総合的な繋がりを充実させていただきたいと思っている。

➤ (福祉保健部福祉課)

手をつなぐ育成会さんのほうから総合的なマップということで御意見いただいた。今後、現在発行済みの障がい者福祉の冊子と、子ども・若者サポートシステムと協議を踏まえ、掲載について検討していきたいと思う。

(三条市PTA連合会)

提案だが、マップに各機関のQRコードを設けて、ケータイからホームページに飛べるようにしたらどうか。問題を抱えている方が、ホームページをみて、自分の困っていることはこれだを見つけやすく、入り口としてはハードルが低いと考えている。

➤ (事務局)

- ・既存の「障がい者福祉制度のご案内」やいろんな情報を盛り込みながら、作成したいと考えている。今ほどの話だと障がい者福祉制度だけの記載になっているが、総合サポートシステム全体的な情報を掲載させていただきたいと思う。
- ・ホームページのQRコードについて、いろんなホームページの作り方があって、三条市のトップページのQRコードは可能だが、中の細かい子育て支援課のホームページに飛ぶようなQRコードを作ってもケータイ用で作っているホームページでないため機能しない。トップページのQRコードは掲載したいが、直接相談のページに飛ぶものは難しいと考えるが、検討させていただきたい。

(事務局)

うちはQRコードあるという施設は挙手をお願いしたい。

➤ (若者サポートステーションのみ挙手)

(新潟県弁護士会)

- ・先ほど述べたとおりだが、資料5には児童虐待に絞って書いてあるが、それ以外もということである。各機関で「この人に聞けばなんとかかな」という人が一人ずつでもいるといいと思っている。具体的ケースでは、刑事事件で、住所不定の人について、更生保護施設等があるが、いっぱい受け入れられないとなったときに「どこかありませんか」と気軽に相談できる場所があるといいなと思っている。

(事務局)

総合サポートシステムを進めるうえで、民生委員児童委員の方々の御協力が必要だと思っている。

➤ (三條市民生委員児童委員協議会)

三條市民生委員児童委員協議会は10地区あり、民生委員であり、同時に児童福祉の手助けをする児童委員も兼ねている。以前は、高齢者の相談が多かったが、青少年の問題が多くなり、とても民生委員だけでは対応しきれないということで主任児童委員という制度ができ、現在10地区に2名ずつ20名の主任児童委員がいる。民生委員のなかには専門部（青少年部会、高齢者部会、生活福祉部会）があり、20名の主任児童委員は青少年部会に所属している。そのほかに民生委員が35名、合計で55名の民生委員がいる。主任児童委員は、いじめ、虐待、不登校等の相談窓口として関わっている。常に地域の意見を聞きながら、声がかかれば手助けをして相談へ結び付けている。今回三條市でこういったシステムができて大変喜んでいるし、大いに利用したいと考えている。なお、今月30日で全国的に民生委員が一斉改正し、三條市でも約40名の方が交代するが、12月からの新しい組織の中でもシステムを十分に民生委員として活用するように努めていきたいと思っている。

(三條市自治会長協議会)

三條市子ども・若者総合サポートシステムというのは、言葉も非常にそのとおりだと思う。民生委員の方が日夜、不登校・いじめの相談を一生懸命やっているなかで、システムを作るのもいいのだが、相談窓口がたくさんあると、三條市民がどこに相談していいかわからない。マップはマップでいいが、マップを作成しても市民の方はよく見ない。やはり何かがあったらこのところに電話すればいいのだとユーザーが理解できることが一番大事なところだと思う。これは警察に相談だなというのはなんとなくわかるが、例えばお子さんがお父さんに叩かれたとか、逆に兄弟が父、母を叩いたとなったときにどこに相談すればいいのかとなると、ユーザー自身がわからない。マップの作成もいいのだが、結論を一般市民がどこへもっていったらいいかということを周知しなければ、サポート・相談したいが、できない。その辺の結論をきっちりとしていただきたい。

➤ (事務局)

支援機関マップの意義を御理解いただいたことを前提にお話するが、子育て支援に関わることは教育委員会子育て支援課に集約されており、DV、虐待などの関連相談ができることの周知も必要だと思っている。先ほど説明でもあったが、なんらかのチラシというか、一番利用されているものの中に子育て支援課の情報を項目追加してもらってここに相談すれば、相談機能があるとお示しさせていただきたいと思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思う。

(2) 実務者会議のあり方について

○事務局説明 (マニュアル支援者用 Ver. 7 P. 10~12)

子ども・若者への支援を推進していくため、実務者会議の在り方として、今後も次のような方針で実施させていただきたいと考えている。

- ・参加者の資質向上を図り、それを各組織に持ち帰っていただいた上で、各組織の中で情報を伝えていただき、関係機関全体の資質向上を図っていく。
- ・関係機関の参加する研修会等を計画する。
- ・個別ケースの総合的な把握のため、困難事例等で関係機関の連携を図って支援を検討し解決していかなければならないような事例についての検討を行うこと。

7月に開催させていただいた、虐待防止部会と問題行動対応部会合同の実務者会議において、児童相談所から、虐待防止部会の実務者会議のあり方について「すべての虐待ケースについて、状況及び援助方針について協議する場」との御提案をいただき、子育て支援課で検討した結果として、

- ①対象者の人数が112件と多いこと。
- ②関係機関の人数が多いこと。
- ③三條市として虐待に対する重症度の判定基準による、確認時期のサイクルを定めるに至っていないこと。

この3つのことから、直ちに虐待防止部会で、全ての虐待ケースについての

状況確認を行うことは不可能と考えたところである。そこで、今後は虐待に対する重症度の判定基準によって確認時期のサイクルを定めさせていただき、「全ケースの進捗管理」については、実務者会議そのものではなく、例えば、メンバーを縮小させていただき、市と児童相談所、さらに直接的に関係の深い機関である民生委員児童委員協議会などで構成する検討会を設置し、その場で全ケースの進行管理を行っていくなど、どのような形が一番いいかを検討していきたい。具体的には、児童相談所とお話をさせていただき、進めて行きたいと考えているため、よろしく願いたい。また、今までの個別ケース検討会議ではなく、新たな組織、検討する場ということで御理解いただきたい。具体的に検討が行われていないが、現在の実務者会議で全ケースの進捗管理を行なうと、頻繁に会議を開催しなければいけないため、縮小した形で行うほうがいいのではと考えている。

○質疑応答及び意見交換

(新潟県中央児童相談所)

今の説明で理解した。前回の実務者会議で児童相談所として話したのは、虐待に関しては法的に実務者会議という場で、市町村が把握している虐待ケースの全ケースについて、進行管理と重症度の判定をしなければならないということになっている。それを行う部署を新たに作るという提案であれば児童相談所的には問題がないため、ぜひそのように早くやっていただきたい。ただ、方法については、例えば五泉市さんあたりは全員のメンバーで 100 ケースを 4 か所に分かれてそれぞれ検討する、また、3 か月に 1 回全ケースの確認ができるように 100 ケースを 30 ケースずつわけて毎月やる方法もある。それを御理解のうえであえてこういうやり方ですするというなら三条市のやり方でいいと思っている。

(事務局)

先ほどの支援機関マップの作成については、青少年育成センターでまとめているため、センターから依頼文書が届くので、願いたい。

(3) その他

(事務局)

総合サポートシステムが始まって 1 年たったが、よかった点や変化があった点等あれば発言いただきたい。

(三条地区保護司会)

今会議に参加していて、資料 4 「掲載する関係機関の範囲（案）」の中に保護司会の名前が載っていないのが、「よかった」と「困った」と両方思った。このサポートシステムについては、保護司会としては、賛成だし、協力して行きたいという態度だが、具体的に保護司会としては対象とする相手が決まっているため、その点が少し「保護司会お願いします」といわれたときに「わたしが担当します」という組織ができていないため、その辺を検討していかないと機関の名前として挙げられても、活動ができないという現状がある。いわれる大筋は賛成、具体的などころはまだ問題ありという煮え切らないそんな状況であるということを報告させていただく。

(弁護士会)

システムができてよかったと思うことが一つあって、冒頭にも説明があったが、弁護士から依頼があり、ひきこもりの人がサポートシステムに繋がったケースがあった。その弁護士は私の同期の弁護士であって、新潟市内の弁護士から三条市内の弁護士に繋いでもらい、市のほうに要請がいったようだ。ひきこもりの方の家族が少年事件になって、付添人として関わった弁護士が彼だった。どこから解決に向けて動くかの発端はいろいろあると思うので、そういったことを感じながら、自分のところではできないが、他のところならできると発見・模索していただければいいと思う。私たちも日々努力をしたいと思っているが、依頼をしたときには少し考えていただけるとありがたいと思う。

(三条市PTA連合会)

問題がまったくないのが一番ベストだが、問題を少なくするためには問題の予防と早期発見、早期対応、早期解決が重要だと思っている。そうするためには、どうすべきかと皆様考えていただければありがたいと思う。

(新潟県中央児童相談所)

サポートシステムの個別検討会等が随時行われている事例を報告したいと思う。市（子育て支援課）、児童相談所、警察が少なくとも関わり、助言で終わったケースやネグレクト、知的障がい、多動、非行系などの複数の問題を抱えている家庭に対して家裁、児童相談所、学校、保育所などが関わって、個別検討会を行ったケースがある。この家庭をどうしていったらいいかということを見守る児童相談所が中心ではなくここに出席している方の部下や同僚たちが実際関わって行っている。二つ目の事例はとても難しい事例だと思っている。実際には、こういう事例に関わり総合サポートシステムとして見守っている。サポートシステムはライフステージに合わせ見守っていけるいいシステムだと思っているので、私どもも含めて皆様と協力しながらやらせていただきたいと思っている。また、実務者会議等で、困難なケースについて発表してきたいという御発言があったので、代表者会議でも参考事例をお話すべきだと思い、発言させていただいた。

4 その他

○事務局

子育て応援講演会の開催のお知らせ

5 閉会